

## 川越・東松山民商 民商だより 2021/7/13 NO.26

川越市小仙波町3-15-5 TEL049-222-4344 FAX 049-225-0340

民商の新ホームページ <http://www.kawagoehigasimatuyama.org/>

### 申請減免で0円に 国保・介護保険・後期高齢者医療

コロナの影響で、「実際の事業分の」売上や収入が30%減少で申請減免可能

国保、介護保険、後期高齢者医療制度保険料の決定通知書が届いています。昨年同様、コロナの影響で売り上げが減少している場合、減免申請で支払保険料が減免されます。

この民商だよりの裏面に、申請減免用の「売上見込み台帳」を印刷しています。申請減免の対象になるか確認をしましょう。

申請書は、納付期限前に提出する必要があります。納付期限は自治体によって異なります。第1期分から減免を受ける場合は、その前に市役所・町役場に申請書を提出する必要があります。

#### 申請減免の計算では、昨年の「持続化給付金」などや、今年の「飲食店協力金」など、事業収入の「雑収入」になるものは、計算に入れません

現在は7月ですので、売り上げが確定している今年の1月～6月分の売上金額を記載し、6ヶ月で割り月平均を出します。月の平均売上を×12ヶ月にし、2021年の見込み売上金額を出します。

事業収入以外の昨年の合計所得が400万円以下、合計の総所得が1000万円以下（国保・後期のみ）で、2020年の売上と比較して30%以上売上が減少している場合、申請減免で保険料が減額されます。

**昨年の持続化給付金や家賃支援給付金、今年の一時的・月次支援金、飲食店協力金や自治体支援金、雇用調整助成金などの補助金の雑収入は、申請減免の計算には含みません。**

コロナ減免申請 売上見込台帳

申請日: \_\_\_\_\_ 住所: \_\_\_\_\_ 名前: \_\_\_\_\_

申請減免条件:  
 ①売上減少率が30%以上  
 ②売上以外の前年度所得合計が400万円以下  
 ③国保、後期に關しては前年度所得が1000万円以下  
 ※申請日前月までの売上を記載する

	202101	202102	202103	202104	202105	202106
売上金額						
売上金額						
合計売上金額	合計月数		1ヶ月平均		2021年見込売上額	
	÷		=		×12 =	
(2021年見込売上金額)	÷		2020年申告済み売上金額		-1 ) ×100	
					= _____ %	

川越市小仙波町3-15-5  
川越・東松山民商工委会  
☎ 049-222-4345

前年の合計所得	減免額
300万円以下	全額免除
400万円以下	8割減免
550万円以下	6割減免
750万円以下	4割減免
1000万円以下	2割減免

※主な生計維持者が、コロナで死亡・重篤な傷病を負った場合や、廃業・失業の場合は所得にかかわらず全額免除

前年の合計所得	減免額
210万円以下	全額免除
210万円を超える	8割減免

※主な生計維持者が、コロナで死亡・重篤な傷病を負った場合や、廃業・失業の場合は所得にかかわらず全額免除

注意点：昨年の所得金額が0円以下の場合、減免になりません。

### 30%減ってない・・・いつでも減免申請は可能なので都度売上の確認を！

1期からの減免については今月中に出す必要がありますが、申請減免はいつでも提出できます。昨年の減免申請で、「年の後半から売上が上がって、7月に申請していたら減免できたのに、今の計算では30%減っていない」という会員さんがいました。自主計算で毎月の売上を確認していきましょう。

7/21(水)14時～16時、民商川越事務所にて、国保申請減免相談会を開催します。事務所に申請書を用意しています。減免申請書作成のサポートをします。

#### 1期分からの申請減免提出期限

	申請期限		申請期限
川越市	8/2まで	滑川町	期限後可。延滞税がかかる可能性もあるので先に納付を。
東松山市	7/26まで		
小川町	7月中	鳩山町	納期限まで
川島町	8/2まで	嵐山町	8/2まで
ときがわ町	納期限の7日前まで	吉見町	納期限まで

※やむを得ない理由がある場合は、申請期限後でも対応あり。

#### 8/22まで「まん延防止措置等」延長関連

**飲食店協力金関連**＝13期は、さいたま市・川口市のみが重点措置。それ以外の全域は、営業21時、酒の提供20時迄。営業する場合はステッカー申請が必要です。

換気扇工事・空気清浄機や二酸化炭素測定器購入の補助が出る、「埼玉県飲食店等換気対策補助金」の申請期限が8/31まで延長になりました。

**月次支援金関連**＝延長に伴い、7・8月も申請対象月になります。4・5月分の申請期限は8/15まで。

4・5・6月分の月次支援金を受給した事業者に対する、埼玉県の上乗せ支援金「埼玉県外出自粛等関連事業者協力支援金」が創設。法人5万円/月、個人2.5万円/月が追加で支援されます。申請は7/中ごろから。

**雇用調整助成金関連**＝延長に伴い、パートやアルバイトも申請できる特例申請が9月分の支払い分まで延長となります。

5月分から、書式の変更、重点措置以外の事業者に関しては売上減少関係の書類の添付が必要になっています。

#### NPO法人・社会福祉法人などに100万円まで自己負担なしの全額補助 競輪とオートレース補助事業「新型コロナウイルス感染症の拡大防止策に対する支援」

PCR検査キット、空気清浄機、パルスオキシメーターなどの購入費や、屋外で蜜を回避するためのテント、冷風機、発電機などを、100万円まで自己負担なしで全額補助される支援金が始まっています。

申請期限1期は7/16まで。2期は8/10～8/31。申請には事業者登録が必要です(1期は7/15まで)。申請はインターネットのみ。

**編集幸喜** ●今月はオリンピックの関係で、祝日に変更されています。来週は、19、20、21が平日で、22、23が祝日となっています。民商事務所も、22～25の事務所お休みです。●来週から支部総会が各地で始まります。支部総会では2023年から始まる消費税インボイスの学習会も開催します。内容を学び、秋の総選挙で与党にNOを突きつける、インボイス中止の運動を広げていきましょう。